

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規（平成17年1月21日）第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。（人数固定方式）</p> <p>今般会派数が減少したことから、議会運営委員会の委員の定数を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>議会運営委員会の委員の定数を5人（現行6人）に改めます。</p> <p style="text-align: right;">＜第4条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		